

宇城市立小野部田小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法）

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

(3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめは、社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、いじめは、「どの児童にも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての児童が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。

- ①「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- ②いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校総体で判断すること
- ③いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うこと
- ④いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- ⑤いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること
- ⑥家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(4) いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

なお、表面的には解決したと判断した場合も、状況を継続して注視していく。

また、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐ。

2 いじめの防止等のための基本的対策事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

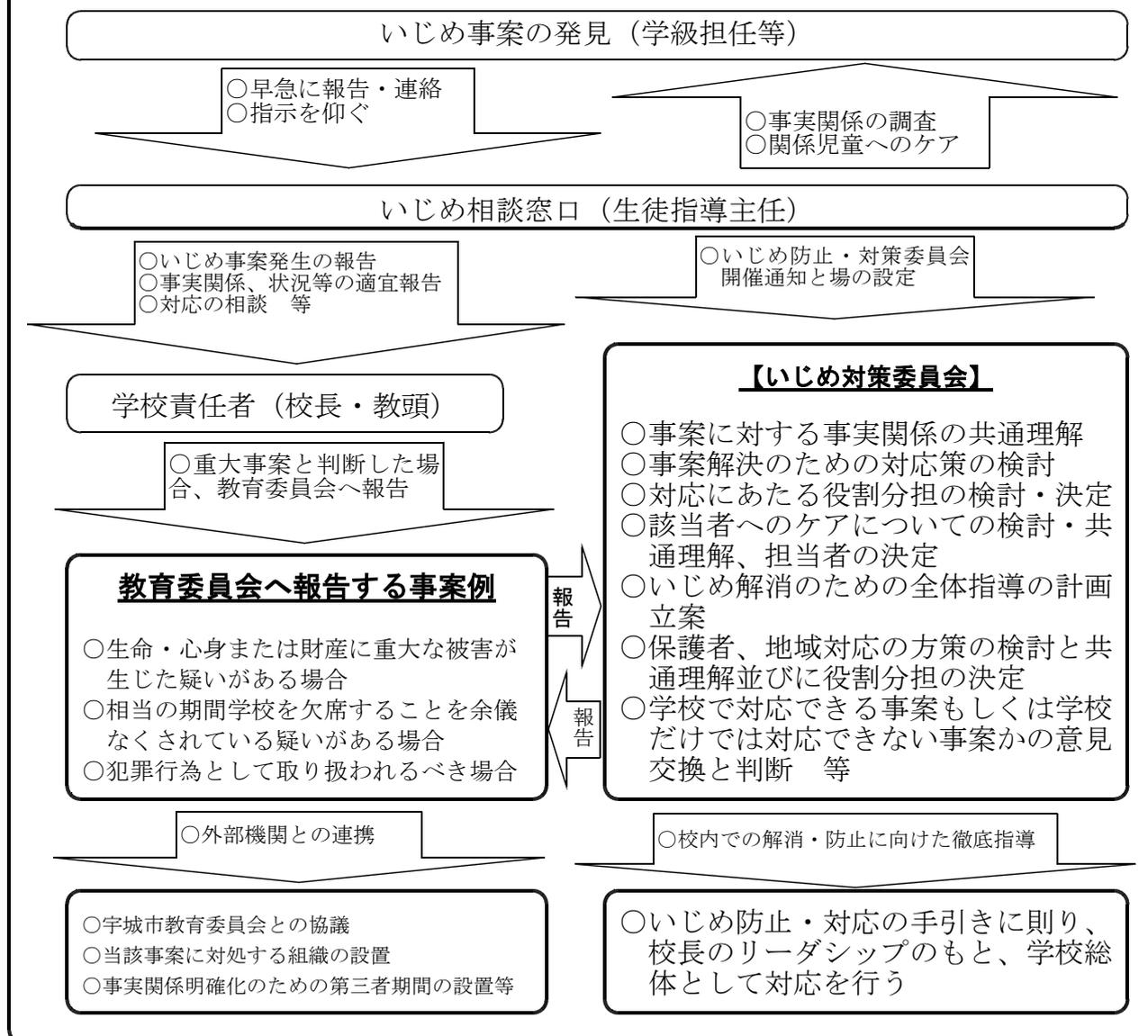
- ア 学校の最重点目標の一つに「いじめ・差別のない楽しい学校づくりの推進」を掲げ弱い者いじめや相手の思いを思いやらないふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する積極的な支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として人権作文や標語・ポスター等の募集、人権集会等の開催、人権学習の充実、教育相談の実施等々を計画・実施する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ実態調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のと

いじめ事案発生時 対応の流れ



(3) 重大事案への対処

図に示した「教育委員会に報告する事案例」のような場合には、下記の事項を確実にし、学校外期間との連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行っていく。

- ① 重大事態が発生した旨を、宇城市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期に発見する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。